【令和９年度（2027年度）】
西原町保育所・こども園等入所案内

【継続・転園】

◆申請期間 ： 令和８年９月11日（金）～ ９月30日（水）24時間受付

◆申請方法 ： オンライン申請（LoGoフォーム）
※ 在園の施設を通してQRコードを配布します。

【新規】

◆申請期間 ： 令和８年10月９日（金）～ 10月30日（金）24時間受付

◆申請方法 ： オンライン申請（LoGoフォーム）
※ 西原町広報誌および西原町ホームページにてQRコードを掲載します。

※ 期間外の申込は、在園児や優先順位の高い児童であっても待機の対象となりますのでご注意ください。

⚠ 注意事項 ⚠ ～ 必ずお読みください ～

① 保育所等入所をご希望の方は、**全員**、申込手続きが必要となります。
② 認定こども園の２号認定（保育認定）を希望される場合は、保育所等の申込みと同様に保育の必要性に応じ利用調整（入所選考）を行います。
③ 必要書類を全て揃えてオンライン申請してください。（申請フォームの入力、写真データの添付等となります。）
④ **2人以上申込む場合は、１人ずつオンライン申請が必要です。**
⑤ **令和９年度に進級クラスがない現在2歳児（うえはら保育園、がじゃほいくえん、キティーハウス）、4歳児（坂田保育所、白百合保育園、小川保育園）は、【継続・転園】の申請期間となりますので、ご注意ください。**
⑥ 保育料未納世帯(過年度含む）については入所(園)できない場合があります。
⑦ 申込児童が受入可能人数を上回るなどの理由により、入所（園）できない場合があります。
⑧ 申請や添付書類等に虚偽がある場合は、入所(園)を取り消すことがあります。
⑨ 年度途中での転園は、待機児童や他に申込み者がいない場合のみ選考を行います。
⑩ 現在利用している保育所等ではなく、別の施設を第１希望とした場合は、転園希望となり、継続とは別での選考となります。
⑪ 郵送にて提出される場合は、消印有効とし（継続・転園は９月30日、新規は10月30日）、郵送料は自己負担となります。未着については一切責任を負いかねます。

不備等の連絡は hoikusyo@town.nishihara.okinawa.jp
098-945-5311 から行います。

0. もくじ

1. 教育・保育認定について・・・・・p3

2. 1号認定（教育認定）の申込み等について・・・・・p4

3. 2号・3号認定（保育認定）の申込みについて・・・・・p6

4. その他該当する世帯のみ必要な書類（各認定区分共通）・・・・・p8

5. 申請から入所までの流れ（2号・3号認定）・・・・・p9

6. 保育所等の利用について（2号・3号認定）・・・・・p11

7. 広域入所について（2号・3号認定）・・・・・p12

8. 保育所等申込みに係る待機証明書の発行について・・・・・p12

9. 利用者負担（保育料等）について（2号・3号認定）・・・・・p13

10. 発達支援保育について・・・・・p17

11.よくある質問 FAQ・・・・・p18

11. 西原町保育施設一覧及び予定募集定員・・・・・p19

1. 教育・保育認定について

教育・保育施設を利用するには、西原町から「教育・保育支給認定」を受け「施設利用の承諾」を受ける必要があります。「教育・保育支給認定」については、幼児の年齢や保育の必要性に応じて、下記の区分に分類され、それぞれの区分により利用できる施設や時間が決まっています。

認定区分	1 号認定 （教育認定）	2 号認定 （保育認定）	3 号認定 （保育認定）
年齢	3 歳～5 歳	3 歳～5 歳	0 歳～2 歳
保育の必要性	なし	あり	あり
対象となる幼児	保育を必要とせず、教育を希望する幼児	保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする幼児	
保育必要量	教育標準時間	保育標準時間 または 保育短時間	
利用できる施設	認定こども園（教育）	保育所（園） 認定こども園（保育）	保育所（園） 地域型保育事業所

あなたの認定区分は?利用できる施設は?

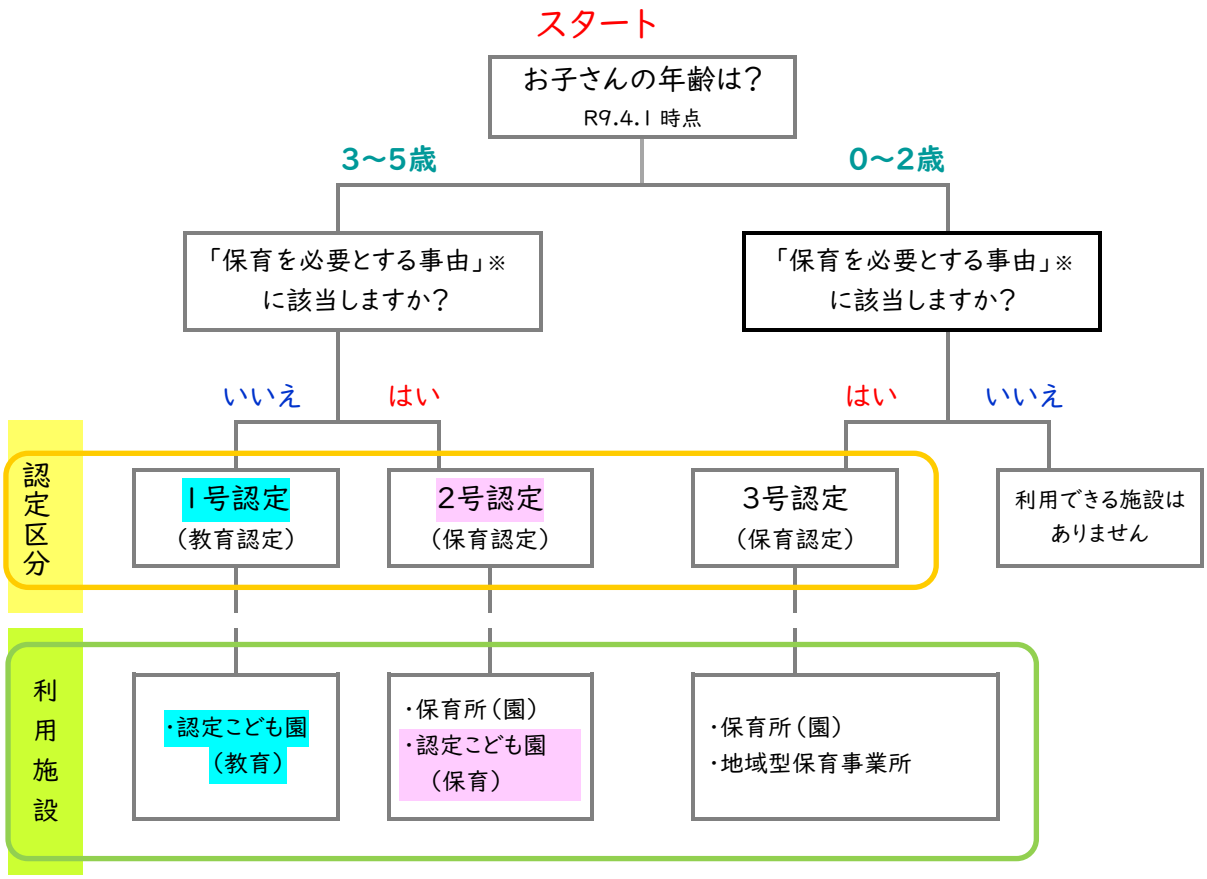

※保育を必要とする事由
① 就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障がい ④看護・介護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動
⑦ 就学 ⑧育児休業 ⑨虐待・DV ⑩育児休業 ⑪みなし育休 （⑩・⑪継続認定のみ）
詳細は P6:「2 号・3 号認定（保育認定）の申込みについて」をご覧ください

2. 1号認定（教育認定）の申込み等について

○町内全域から入園申込みが可能ですが、小学校からは指定校区があります。ご注意ください。

1号認定　坂田こども園は坂田小学校区、西原南こども園は西原南小学校区、
西原東こども園は西原東小学校区、西原こども園は西原小学校区内の幼児を優先とします。
定員を超える申し込みがあった場合は、抽選となる場合があります。
（抽選となった場合は、対象者へ通知します。）

（1）【申込みについて】

様式取得用（西原町 HP）

≪申し込み必要書類≫

① 教育・保育給付認定申請書兼現況届 兼 施設利用申込書
② 入所申込み確認及び同意書
※オンライン申請（LoGo フォーム）のため、①②を申請フォーム上で入力してください。
※世帯の状況により必要書類は異なるため、8 ページもご確認ください。

（2）【利用時間】

	曜日	8:15	14:00	18:15
1号認定	月～金	教育時間		
1号認定＋一時預かり保育	月～金	教育時間	一時預かり保育	

◎1号認定について、教育時間終了後の預かり保育の実施はありませんが、
冠婚葬祭等やむを得ず保育の必要となる場合、一時預かり保育を実施します。

（3）【利用者負担（保育料等）について】

令和元年 10 月から幼児教育・保育無償化により、3 歳児～5 歳児クラスの幼児の保育料は無料となっていますが給食費等が別途、徴収されます。

一時預かり保育料（冠婚葬祭等やむを得ず保育が必要となる場合）
○平日　14:15～18:15 450 円/日
○長期休業中 8:15～14:00 550 円/日 14:15～18:15 450 円/日
（8:15～18:15 1,000 円/日）

（4）【一時預かり保育について】

1号認定を受けた幼児が、急な用事等（冠婚葬祭など）で一時的に 14 時以降の保育が必要となる場合、平日（月曜～金曜）の教育時間終了後から 18 時 15 分まで利用が可能です。また、同様に、長期休業中に、保育が必要となる場合も、平日（月曜～金曜）の 8 時 15 分から 18 時 15 分まで利用が可能です。

（5）【開園日・休園日】

開園日 ： 月曜日から金曜日まで（8 時 15 分～14 時 00 分）
休園日 ： 土曜日・日曜日、祝日、慰霊の日、長期休業日（春季・夏季・秋季・冬季・学年末）
※長期休業中はお休みとなりますのでご注意ください。保育を必要とする場合は 2 号認定（保育認定）での申請となります。

（6）【申込みから入園までの流れ】

入園申込み手続き

新規申込みの方

西原町 HP 等に QR コードを掲載しますので、10 月 9 日（金）～10 月 30 日（金）の間にオンラインで申請をして下さい。

在園児で現在のこども園を継続希望、もしくは別施設（1 号認定）へ転園

在園するこども園を通してQRコードを配布しますので、9月11日（金）～9 月 30 日（水）の間にオンラインで申請をして下さい。

各園で 3 者面接（保護者、幼児、施設）を行います。
12月予定（新規・転園のみ）

●町から支給認定通知及び内定通知を送ります。（1 月中旬予定）
●町から利用契約決定通知（入園承諾）を送ります。（3 月予定）
※発達支援保育を希望の場合は、西原町発達支援保育実施会議の審議を経てからの決定となるため、通知の期間は上記とは異なる場合があります。

※ 郵送での提出も可能ですが、未着については一切責任を負いかねます。

3. 2号・3号認定（保育認定）の申込みについて

≪申込み必要書類①～④≫ （2・3 号）

※ 世帯の状況により必要書類は異なるため、次ページもご確認ください。

※ 必要な書類が揃っているか☑等で十分ご確認ください。

※ オンライン申請（LoGo フォーム）のため、①③④は申請フォーム上で入力となり、②は写真データ添付となります。
「原本」はご自身で保管ください。（添付データが不詳明等の場合、再度データ送信を依頼することがあります。）

① 教育・保育給付認定申請書兼現況届 兼 施設利用申込書

② 保育を必要な事由を証明する書類（3 ヶ月以内に証明されたもの）

※ 父・母・18 歳以上 65 歳未満の同居者は全員必要です。

③ 入所申込み確認及び同意書

④ 保育所等保育料納付誓約書（ ※0～2 歳クラスのみ ）

様式取得用（西原町 HP）

【保育の必要な事由を証明する書類】

☑	理由・状況など		必 要 書 類	手続方法
□	就労	勤務（月 64 時間以上）	★就労証明書	データ添付
		自営業など	★就労証明書 直近の確定申告、内職証明書、委託契約書などの写し （1 年以内に開業された方は開業届の提出も可能）	
□	妊娠・出産	産前 2 ヶ月・産後 4 ヶ月	親子健康手帳の写し等（出産予定日の記載があるもの）	
□	疾病	病気療養中	★診断書	
□	障がい	心身に障がいがある	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳などの写し	
□	介護など	看護・介護に当たっている	★看護（介護）状況申立書 看護・介護を受けている方の診断書などの写し	
□	災害復旧	災害復旧に当たっている	罹災証明書	
□	求職活動	求職活動中	★求職申立書 ハローワークカードの写し	
□	就学	就学または職業訓練中	在学証明書など・カリキュラム等日数や時間が確認できるもの	
□	虐待・DV	虐待や DV のおそれがあること	必要書類については、個別に確認ください。	
□	育児休業 (継続認定のみ)	育児休業中	★就労証明書（育児休業期間の記載があるもの）	
□	みなし育休※ (継続認定のみ)	育休対象児の家庭保育	★みなし育休に係る申立書 親子健康手帳の写し等（出産日の記載があるもの）	

※みなし育休とは…すでに保育を利用している児童の継続利用のため、2 歳児未満の育休対象児の家庭保育を事由として設定するものです。

・『★』は町指定の様式です。こども課窓口で受け取るか西原町 HP からダウンロードし、必要事項記載し、データ添付して下さい。

●出産を控えている方●

妊娠中の方は、就労の有無に関わらず「親子健康手帳（母子手帳）」、「診断書」、「妊娠届出書」などの分娩予定日が記載されている書類の写真データを添付してください。また、出産日翌日から 4 ヵ月後の月末までに保育の必要な事由を証明する書類（就労証明書等）の提出がない場合は退所（園）となる場合があります。

●育児休業中・みなし育休中の方●
～在園の場合～
　児童の発達上、環境の変化に留意する必要がある場合や保護者の健康状態などを考慮し、継続利用が必要である場合には、保育の必要な事由に該当し認定を受けることができます。

～新規の場合～
　入所日の翌月末までに職場復帰することが申込みの条件です（例:4月1日入所の場合、5月31日までに職場復帰）。就労証明書に職場復帰日の記載がないものは無効です。職場復帰後は、2週間以内に復職証明書を提出してください。

●求職活動中の方●
　求職活動での認定期間は３ヶ月間です。ただし、認定期間の延長が妥当と判断される場合は最長で４か月となります。期限を過ぎた場合は退所(園)、又は待機対象外とされますのでご注意下さい。就労が決まった方は速やかに「就労証明書」を提出してください。

【注意事項】
〇申込後に家庭状況が変わった場合は、書類の再提出等が必要となります。その都度こども課保育所係までご連絡ください。なお、入所（園）後職場を退職し３ヶ月以上たったことが判明した場合は退所（園）となります。
〇保育時間の変更等がある場合は**前月 20 日**までに証明書等の提出をお願いします。**翌月１日からの変更になります。月途中の変更はできません。**

4. その他該当する世帯のみ必要な書類（各認定区分共通）

【世帯の状況確認に必要な書類】

☑	世帯の状況	必 要 書 類	手続方法
□	生活保護世帯	生活保護証明書	データ添付
□	ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証、母子及び父子家庭等医療費受給者証、遺族基礎年金受給者証などのコピー、または戸籍謄本（離婚日の記載があるもの）	
□	障がい者（児）のいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 特別児童扶養手当証書、または障害基礎年金受給者証などのコピー	
□	里親世帯	里親委託証明書	
□	申込児童にアレルギー・疾病がある世帯	★児童の状況調査票 ★診断書（児童の状況によって）	
□	発達支援保育を希望する世帯	過去1年以内の発達検査等の結果が分かる書類、診断書または身体/療育/精神障害者手帳、特別児童扶養手当証書、通所受給者証等の写し	
		情報提供に対する同意書（申請フォーム上で入力ください）	オンライン入力
		★児童の状況調査票（必要に応じ個別に連絡いたします）	個別連絡
□	転入予定世帯	★転入予定申立書 「令和８年度（令和７年収入分）所得課税証明書」（2月末までに転入できない場合） ※ ３月12日までに転入ができない場合は入所（園）できません。 転入を予定していることが確認できる証明書（工事請負契約書や賃貸借契約等）があれば提出してください。	データ添付

・『★』は町指定の様式です。こども課窓口で受け取るか西原町 HP からダウンロードし、
必要事項記載し、データ添付して下さい。

様式取得用（西原町 HP）

【保育料及び副食費算定に必要な書類】

☑	状況	必 要 書 類	提出期限	手続方法
□	町外に住民票がある方（単身赴任等）	「令和８年度（令和７年収入分）所得課税証明書」・新規のみ	入所申込時	データ添付
		「令和９年度（令和８年収入分）所得課税証明書」 ※ 令和９年１月１日時点の住民登録市町村で発行可能	令和９年７月10日（金）	
□	軍人・軍属の方	「2025 W-2（令和７年収入分が確認できるもの）」の写し	入所申込時	
		「2026 W-2（令和８年収入分が確認できるもの）」の写し	令和９年７月10日（金）	

5. 申請から入所までの流れ（2号・3号認定）

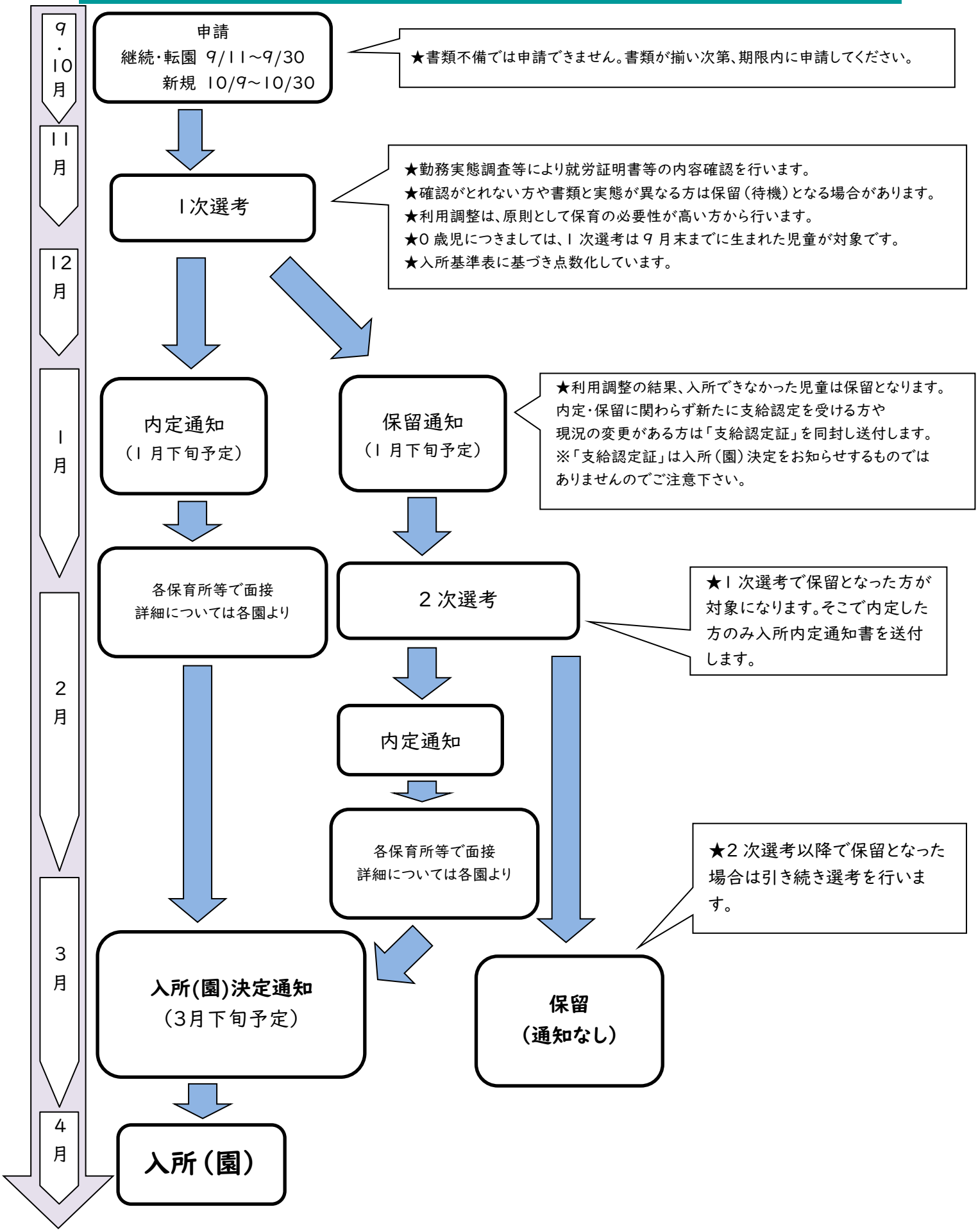

令和９年度途中における保育所等入所について

入所希望日	申込受付･期間	
令和９年５月１日	３月１日(月)～ ３月31日(水)	★入所(園)日については各月１日付けとします。
令和９年６月１日	４月１日(木)～ ４月30日(金)	
令和９年７月１日	５月６日(木)～ ５月31日(月)	
令和９年８月１日	６月１日(火)～ ６月30日(水)	
令和９年９月１日	７月１日(木)～ ７月30日(金)	
令和９年10月１日	８月２日(月)～ ８月31日(火)	
令和９年11月１日	９月１日(水)～ ９月30日(木)	
令和９年12月１日	10月１日(金)～10月29日(金)	
令和10年１月１日	11月１日(月)～11月30日(火)	
令和10年２月１日	12月１日(水)～12月28日(火)	
令和10年３月１日	１月４日(火)～１月31日(月)	

①新規申し込み受付
上記表中の受付期間内に、保育所等入所申込にかかる書類一式を提出して下さい。

②毎月各園の受け入れ可能人数を確認します。
対象となる児童で、点数の高い方からのご案内になります。

★内定
内定者にのみご連絡致します。
(毎月 10～15日目途)

★保留
翌月以降引き続き選考を行います。
入所申込書は、令和10年３月31日まで有効です。
選考終了後、１度のみ保留通知をお送りします。
※ 保留の方へは、ご連絡いたしません。

③保育所等との面接
内定園との面接を行います。(園から連絡有)

④入所(園)決定
通知をお送りします。

6. 保育所等の利用について（2号・3号）

★保育所等入所について

保育所（園）やこども園（2号認定）は、保護者の就労や病気の状態にあるなど「保育の必要な事由」に該当する世帯に属する児童を、保護者に代わって保育することを目的としています。したがって、どの家庭の児童も無条件に入所(園)できるものではありません。なお、「集団保育に慣れさせるため」などの理由では入所(園)の対象とはなりません。

★入所(園)対象児童

生後６ヶ月から小学校就学前までの児童のうち、保育の必要な事由に該当し、西原町内に住民票を有する世帯が対象です。なお、申込は出生届後から可能です。

（令和９年度対象児童）

５歳児クラス　令和３年４月２日～令和４年４月１日生まれ
４歳児クラス　令和４年４月２日～令和５年４月１日生まれ
３歳児クラス　令和５年４月２日～令和６年４月１日生まれ
２歳児クラス　令和６年４月２日～令和７年４月１日生まれ
１歳児クラス　令和７年４月２日～令和８年４月１日生まれ
０歳児クラス　令和８年４月２日～令和９年４月１日生まれ

★保育の必要性の認定

保育所等の利用を希望する場合は、「保育を必要とする認定」を受ける必要があります。認定された場合、【支給認定証】を交付いたします。【支給認定証】は入所（園）決定をお知らせするものではありませんのでご注意ください。また、既に認定を受けている方については、内容に変更等がある場合にのみ通知致します。

★保育必要量の区分

保護者の状況に応じて、保育の利用時間を以下のように認定します。

利用区分	保護者の状況	保育時間
保育標準時間	就労、就学等の時間が１週間当たり 30 時間以上、妊娠・出産、疾病　等	最長 11 時間（原則８時間）
保育短時間	就労、就学等の時間が１週間当たり 16 時間以上 30 時間未満、求職活動中、育児休業中　等	最長８時間

※保護者のいずれか一方が保育短時間に該当する場合は、保育短時間での利用となります。

★保育時間　通常保育は月曜日～土曜日（日曜・祝日・慰霊の日及び年末年始は休園）

※認定こども園（2号認定）保育時間は上記保育所（園）の基準と同様となります。
※延長保育を実施していない園もございますのでご注意ください。（19 ページ参照）
※園によって保育開始時間及び終了時間が異なります。詳細は各園までお問い合わせください。
※時間外保育・延長保育を利用した場合は、別途利用料がかかります。
・時間外保育：1 時間 150 円／月契約 4,500 円　・延長保育：1 回利用 300 円／月契約 3,000 円

★一時保育事業（休止中）

7. 広域入所について（2号・3号認定）

※広域入所とは、住所地以外の保育施設へ入所をすることです。
※入所を希望する保育所等が所在する市町村の申込み期限内に申込みください。

★西原町の方が他市町村の保育施設(2 号・3 号認定)へ広域入所を希望する場合
【申込みの流れ】
① 西原町に申込書類を提出します。
② 西原町と入所希望先の市町村とで協議を行い、入所の可否を判断します。
③ 西原町から保護者へ入所の可否の通知を行います。
※希望先の市町村において待機児童が解消されていない場合は、入所できないことがあります。

★他市町村の方が西原町の保育施設（2 号・3 号認定）へ広域入所を希望する場合
【申込みの流れ】
① お住まいの市町村へ申込書類を提出します。
② お住まいの市町村と西原町とで協議を行い、入所の可否を判断します。
③ お住まいの市町村から保護者へ入所の可否の通知を行います。
※本町の待機児童が解消されていない場合は、入所できないことがあります。

8. 保育所等申込みに係る待機証明書の発行について

令和７年４月から保育所等に入所できなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長手続きに変更がありました。

R7.４月～

保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて市区町村の発行する入所保留通知書などでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認めることが必要になります。保留通知に合わせて、市区町村に利用申し込みの際に提出する申込書の写しが必要になります。

※注意事項
・保育所等入所内定後、「やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。
・事前に厚生労働省の HP 等で必要な書類の確認のうえ、必要なコピー等をお願いします。

詳しくは、厚生労働省の HP をご覧ください。「育児休業給付金の支給対象期間延長手続き」で検索🔍

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

※待機証明書等が必要な場合は、こども課窓口にて申請ください。（発行には数日かかります）
（発行手数料 300 円が発生します。）

9. 利用者負担（保育料等）について（2号・3号認定）

令和元年 10 月から幼児教育・保育無償化により、3 歳児～5 歳児クラスの幼児の保育料は無料となっています。

※　各料金設定については保育料の階層区分及び保育料一覧表をご確認ください。

（1）保育料および階層認定の方法

保育料は両親の課税状況・児童の年齢・世帯状況によって決定されます。

・基本的には両親の課税状況で保育料を算定しますが、非課税世帯で祖父母等と同居し、かつ、両親の収入が生活保護基準額を下回る場合は、同居親族の収入も保育料算定の対象となる場合があります。

・保育料で過納額が生じた場合は、その年度の保育料や未納分等に充てさせていただき残りを還付します。

※保育料算定に当たっては、税額控除の「寄付金控除額」、「住宅借入金等特別控除額」、「配当控除額」、「電子証明（e-tax)等特別控除額」、「外国控除額」を含めた控除前の税額で決定いたします。

① 保育料の切り替え時期について

保育料は毎年 9 月に切り替えとなります。4 月～8 月分保育料は前年度市町村民税所得割額にて算定を行い、9 月分以降の保育料は当年度市町村民税所得割額にて算定を行います。課税額に変更が生じた場合、保育料が変更となる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 8 年度市町村民税額で判定 （令和 7 年中の収入）					令和 9 年度市町村民税額で判定 （令和 8 年中の収入）						

※ 未申告・課税証明書未提出の方は正しい保育料の算定ができないため、**最高額（第 8 階層）**で保育料を算定します。

※ 配偶者の扶養に入っている等収入がゼロであっても、算定のため申告をお願いいたします。

※ 国外で就労、軍に所属している方は、正しい保育料を算定するために**「収入にかかわる証明書（w-2 等）**をご提出ください。

※ 算定の結果、保育料が変更になる方へは変更通知書を送付いたします。

② 保育料の変更（再算定）について

・「課税額の変更」や「世帯状況の変更」等がある場合は、保育料に影響することがあるため、届け出が必要です。

・保育料の変更（再算定）は、原則、届け出があった翌月に行います。 ※変更がない場合もあります。

【変更の届け出が必要な場合】

・課税額の変更があった場合

（例：・個人で修正申告をした場合 ・会社が修正申告をした場合 等）

・世帯情報の変更がある場合

（例：・児童扶養手当の受給開始、停止 ・婚姻、離婚 ・生活保護の受給開始、停止

・特別児童扶養手当の受給開始、受給停止 等）

③ 保育料の軽減について

きょうだい児が、対象施設を利用している場合、保育料の多子軽減制度が適用されます。

※就学前児童からカウントして、1 人目の児童は全額、第 2 子が半額、第 3 子以降が無料となります。
市町村民税所得割額が、57,700 円未満世帯は多子軽減制度の施設要件及び年齢制限はありません。

※保育施設（認可外を除く）や公立幼稚園に入所されている場合は届出の必要がありませんが、その他軽減措置に対象施設を利用している場合は(下記参照し該当する世帯)は在園証明書の提出をお願いします。

対 象 施 設	届出書の提出
・企業主導型保育施設　・私立幼稚園　・特別支援学校幼稚部 ・児童発達支援及び医療型児童発達支援（児童デイ等）・児童心理治療施設	**必要**
・認可保育所（園）　・認定こども園　・小規模事業所施設等	不要

※企業主導型保育施設以外の認可外保育施設は対象外です。

（2） 保育料および給食費のお支払いについて

保育料は、大事なお子さまを安全・安心にお預かりするために必要となる経費に充てられます。保育運営に支障が出ないよう、期限内納付をお願いいたします。

◆ 保育所（園）・公立保育所・公立こども園 ： 町が徴収します。

保育料の納付期限は、**毎月 10 日（4 月のみ 20 日）**です。

（ただし、土日・祝日に当たる場合は、翌営業日となります。）

※納付は原則、**口座振替**をお願いします。

※保育所（園）とこども園にきょうだい児が入園している場合、登録できる口座は1つとなります。
きょうだい児で別の口座を登録することはできませんので、あらかじめご了承ください。

◆ 小規模保育所・認定こども園 ： 園が徴収します。納付方法は園にご確認ください。

（3） 未納がある場合

①分割納付相談・・・未納分について納付計画を立てます。

②児童手当払い・・・申出があった世帯について、「児童手当の全部または一部」を保育料に充てることができます。

※上記①②を行っていない未納者および①②を行っても実際に納付のない未納者については、差し押さえ等の滞納処分を行う場合があります。

保育料の階層区分及び保育料一覧

<table>
<tr><th rowspan="3">階層区分</th><th colspan="3">各月初日の入所(園)児童の属する世帯の階層区分</th><th colspan="2">保育料（月額）</th></tr>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">定　　義</th><th colspan="2">0～2 歳児クラス</th></tr>
<tr><th>標準</th><th>短時間</th></tr>
<tr><td>第 1 階層</td><td colspan="3">生活保護法による被保護世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第 2-1 階層</td><td colspan="2" rowspan="2">前年度（9 月以降は当年度）の
市町村民税
非課税世帯</td><td>ひとり親・
障がい児(者)
のいる世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>第 2-2 階層</td><td>一般世帯</td><td>0
(0)
[0]</td><td>0
(0)
[0]</td></tr>
<tr><td>第 3-1 階層</td><td rowspan="7">前年度（9 月以降は当年度）の
市町村民税
所得割額
（保護者合算）</td><td rowspan="2">48,600 円
未満</td><td>ひとり親・
障がい児(者)
のいる世帯</td><td>8,750
(0)
[0]</td><td>8,550
(0)
[0]</td></tr>
<tr><td>第 3-2 階層</td><td>一般世帯</td><td>18,500
(9,250)
[0]</td><td>18,100
(9,050)
[0]</td></tr>
<tr><td>第 4-1 階層</td><td rowspan="2">48.600 円
以上
77.101 円
未満</td><td>ひとり親・
障がい児(者)
のいる世帯</td><td>9,000
(0)
[0]</td><td>9,000
(0)
[0]</td></tr>
<tr><td>第 4-2 階層</td><td>一般世帯</td><td>27,000
(13,500)
[0]</td><td>26,500
(13,250)
[0]</td></tr>
<tr><td>第 4-3 階層</td><td colspan="2">77.101 円以上
97,000 円未満</td><td>27,000
(13,500)
[0]</td><td>26,500
(13,250)
[0]</td></tr>
<tr><td>第 5 階層</td><td colspan="2">97,000 円以上
169,000 円未満</td><td>35,500
(17,750)
[0]</td><td>34,800
(17,400)
[0]</td></tr>
<tr><td>第 6 階層</td><td colspan="2">169,000 円以上
301,000 円未満</td><td>42,500
(21,250)
[0]</td><td>41,700
(20,850)
[0]</td></tr>
<tr><td>第 7 階層</td><td colspan="2">301,000 円以上
397,000 円未満</td><td>48,000
(24,000)
[0]</td><td>47,100
(23,550)
[0]</td></tr>
<tr><td>第 8 階層</td><td colspan="2">397,000 円以上</td><td>63,000
(31,500)
[0]</td><td>61,900
(30,950)
[0]</td></tr>
</table>

＊年度の途中で 3 歳児となり、認定が 3 号から 2 号に変更となる場合でも、その年度末までは 0～2 歳児クラスとしての保育料になります。

＊第 2-2 階層から第 8 階層の（　）は二人目半額、[ ]は三人目から無料であると示しています。

＊市町村民税非課税 ：「所得割額」に加え「均等割額」も非課税であることが条件となります。

※国の法改正により保育料が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（2）【給食費】

給食費（主食費+副食費）は**各保育所・こども園**で徴収します。

ただし、副食費については以下の要件に該当する場合免除となります。

<table>
<tr><th>市町村民税所得割額
（保護者合算）</th><th>１号認定</th><th>２号認定</th></tr>
<tr><td>57,700 円未満</td><td rowspan="2">副食費免除</td><td>副食費免除</td></tr>
<tr><td>77,101 円未満</td><td rowspan="2">副食費徴収
（第３子の場合は免除）
※第１子の年齢制限：小学校入学前</td></tr>
<tr><td>77,101 円以上</td><td>副食費徴収
（第３子の場合は免除）
※第１子の年齢制限：小学校３年生</td></tr>
</table>

10. 発達支援保育について

【対象】**発達が気になる幼児及び心身に障がいのある幼児で、集団生活において支援が必要な幼児**

【必要書類】

- □ 過去１年以内の発達検査等の結果が分かる書類、診断書、療育手帳、特別児童扶養手当証書、通所受給者証等の写し（いずれもない場合は、こども課こども園係へご相談ください）
- □ 情報提供に対する同意書（申請フォーム上での入力）
- □ 児童の状況調査票（必要に応じ個別に連絡いたします）

【申請・決定の流れ】

9～10月

① 保育所（園）・こども園入所申請（オンライン）※在園児は申請前に必ず園とご相談ください。
発達支援保育を希望する場合は、オンライン申請フォーム上で「希望する」にチェックを入れてください。
児童状況調査票や過去１年以内に実施された発達検査結果等、提出が必要な書類に関しては、後日ご連絡いたします。（過去１年以内の発達検査結果をお持ちでない場合は、役場にて検査を受けていただくため、検査の日程を調整いたします。）

↓

11月

② 行動観察※既に町内の保育所（園）・こども園で支援保育を受けている場合は不要です。
新規で発達支援保育を希望する場合は、保護者と児童でこども課が指定する保育所（園）・こども園に来所いただき、園にて集団の中でのお子さんの様子を観察します。その際、保護者へ成育歴の聞き取りを行います。行動観察の日程等は改めてこども課からご連絡いたします。

↓

12月

③ 発達支援保育実施会議（発達支援保育判定）
学識経験者及び保育関係者等から構成される会議で、①、②の書類により支援保育が必要か等を話し合い、発達支援保育実施の可否を審査します。

↓

1月下旬

④ 保育所（園）・こども園の利用内定（2号認定（保育認定））
保育所（園）・こども園の入園は、保護者の就労状況などを基にした選考基準により決定します。

↓

2月

⑤保育所（園）・こども園での面談

↓

3月

⑥ 保育所（園）・こども園の利用決定　発達支援保育の決定
発達支援保育の決定については、入所選考の結果に合わせて決定通知を各家庭へ発送します。

↓

4月

⑦ 発達支援保育の実施
加配職員の配置や心理士等による定期巡回相談を実施します。

◎ 発達支援保育は発達面に関する訓練や治療を行うための保育ではありません。
また、保育者が児童と常時１対１で対応する保育でもありません。

11．よくある質問 FAQ

Q1．毎年度申請が必要ですか？
A1．令和８年度の申込みをしている方でも、令和９年４月からの入所を希望する方は新たに申込みをする必要があります。必要書類の提出がない場合には、選考の対象になりません。また、不備がある場合は受付できません。
Q1．入所保留（待機）となった場合、新たに申込みをすることが必要ですか？
A1．入所申込みは、年度末まで有効であるため、新たに申込みを行う必要はなく、毎月選考が行われます。
※令和９年度中の申込は、令和 10 年３月まで有効です。
※入所保留（待機）の方で、希望園の変更や保育を必要とする事由（就労や求職等）に変更がある場合は、手続きが必要となる場合がありますのでこども課までご連絡をお願いします。
Q1．保育所（園）の見学は可能ですか？
A1．可能です。直接、保育所（園）と調整になります。例年、入所決定後に「思っていたものと違う」「保育方針が合わない」などを理由に辞退される方がいます。辞退後は、再度入所選考となり、希望する園がすでに定員いっぱいになっている状況が多々ありますので、可能な限り事前に見学を行い、申請することが重要です。
Q1．認可外保育施設の申込みはどこにしますか？
A1．認可外保育施設に直接申込みをお願いします。
Q1．転出予定ですが、いつまで保育園に通えますか？
A1．転出の場合、転出日を含む月末まで在園が認められます。退所（園）希望日の２週間前までに手続きを行ってください。
Q1．早く申込みをした方が入所しやすいですか？
A1．選考は申込みの先着順ではありません。保育を必要とする程度の高い順に行いますので、入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。
Q1．空き状況を教えてください。
A1．毎月 10 日前後に西原町のHPにて空き状況を公表しております。※公開時点の状況となりますので、変動する場合があります。
Q1．申込み後、勤務先が変わりましたが、就労証明書の提出は必要ですか？
A1．はい、必要です。就労証明書については、勤務先や勤務時間の変更があれば再度提出ください。
Q1．就労証明書の記入漏れがあったので自分で追記してもいいでしょうか？
A1．就労証明書や診断書等については、証明者が事実に基づき作成したものであるため、追記等は必ず証明者において行ってください。（保護者記載欄のみ可）
Q1．現在西原町に住んでいませんが、これから転入予定です。申込みはできますか？
A1．はい、申込みの際に転入予定申立書を提出してください。
Q1．入所後に転園できますか？
A1．年度途中での転園は、待機児童や他に申込み者がいない場合のみ、選考を行いますので、園の空き状況によっては転園できない場合があります。
Q1．育児休業中ですが、４月１日入所後いつまでに復職する必要がありますか？
A1．４月１日入所の場合、５月 31 日までに復職必要があります。
Q1．こども園の１号認定で申込みしたが、２号認定へ変更したい場合はどうすればいいですか？
A1．改めて２号認定での申込みが必要になります。待機状況等によって、変更できない場合があります。

12. 西原町保育施設一覧及び予定募集定員

令和９年度実施施設（予定）

・各施設の保育士の配置状況等により変動する場合があります。

施設名				定員							延長保育	子育て支援センター	子育て支援事業
				０才児	１才児	２才児	３才児	４才児	５才児	計			
公立	1	坂田保育所		9	20	21	25	25		100	○		
私立	2	西原白百合保育園		9	18	23	15	15		80		○	
	3	愛和保育園		18	30	30	25	25	12	140			
	4	さざなみ保育園		9	10	18	28	25		90			
		さざなみ保育園（分園）			5	10			25	40			
	5	小川保育園		8	15	15	15	17		70	○		
	6	さくらんぼ保育園		12	18	24	25	25	16	120			
	7	さわふじ保育園		12	18	24	24	22		100	○		
	8	さうんど保育園		6	12	12	18	16	16	80			
	9	西原保育園		6	10	18	18	18		70			
	10	こばとゆがふ保育園		6	15	15	16	18	20	90			
小規模・事業所	11	うえはら保育園（小規模）		6	6	0				12			
	12	がじゃほいくえん（小規模）		3	8	8				19	○		
	13	キティーハウス（事業所）		6	12	12				30	○		
私立	1	善隣幼稚園	1号（教育）園が利用決定します。			（満３歳児）12	16	16	16	60			○
			2号（保育）			（満３歳児）3	7	7	7	24			
	2	坂田こども園	1号（教育）				3	5	2	10			○
			2号（保育）				19	25	56	100	○		
	3	西原南こども園	1号（教育）				3	3	4	10			○
			2号（保育）				10	10	30	50	○		
	4	西原東こども園	1号（教育）				5	8	15	28			○
			2号（保育）				10	22	45	77	○		
公立	5	西原こども園	1号（教育）				5	5	15	25			○
			2号（保育）				10	25	45	80	○		
			合計	110	197	245	297	332	324	1505			

※施設の詳細等は HP などでご確認ください。

	施 設 名	電 話 番 号	所 住 所
公立	坂田保育所	098-945-5306	翁長 665
私立	西原白百合保育園	098-945-4534	翁長 303
	愛和保育園	098-945-4418	小那覇 337-2
	さざなみ保育園	098-945-1164	安室 196-1
	さざなみ保育園（分園）	098-945-3535	桃原 76
	小川保育園	098-946-6057	小橋川 1-2
	さくらんぼ保育園	098-946-1340	翁長 523-12
	さわふじ保育園	098-946-2540	小波津 586-8
	さうんど保育園	098-945-2397	棚原 183-1
	西原保育園	098-943-3727	与那城 172
	こばとゆがふ保育園	098-946-5817	棚原 772-3
小規模・事業所	うえはら保育園	098-917-4234	上原 3-32-2
	がじゃほいくえん	098-945-9822	我謝 5-1
	キティーハウス	098-943-0011	翁長 591
公立	西原こども園	098-945-2568	与那城353
私立	坂田こども園	098-943-0318	翁長 626-1
	西原南こども園	098-943-0012	安室 122-1
	西原東こども園	098-963-8550	小橋川 125
	善隣幼稚園（↓時間については善隣のみ）	098-944-5344	幸地 1027-1
	※1 号教育時間 8:30～14:00 ※2 号保育標準時間 7:30～18:30 2 号短時間 8:30～16:30		

※希望園はできるだけ見学し、保育方針や園の雰囲気を直接確認することをお勧めします。

入所(園)選考基準表

【基本指数】

	要件	細目			点数	父	母	備考
保護者の状況・保育の必要理由	就労	日数		1日の就労時間				・ 就労証明書で確認し、就労時間や日数をもって点数付けを行う ・ 町外(県外・海外)で就労の場合も、町内と同様に点数付けを行う ・自営業者・内職者は、挙証資料と就労証明書をもって確認 ※日数や時間の基準点が 16 点以下の場合が加算対象となる
		月 21 日以上（5 日/週）	10	8 時間以上	10			
		月 16 日～20 日（4 日/週）	8	6 時間以上8時間未満	8			
		月 12 日～15 日（3 日/週）	6	4 時間以上 6 時間未満	6			
		月 12 日未満	4	4 時間未満	4			
		自営業者・内職者において挙証資料の提出が確認できない場合			-4			
		自営業協力者（代表者が親族の場合）において、勤務実態が客観的に確認できない場合						
		採用予定・自営業開業予定の場合			-2			
		医師の診断書による勤務制限がある場合※			+4			
	妊娠・出産	産前(2ヶ月)～産後(4ヶ月)目の属する月の末日まで		多胎（ふたご等）妊娠	17			・親子健康手帳で出産予定日の記載部分の写しで確認
				上記以外	16			
	疾病・障がい	診断書	長期入院（1ヶ月以上）又は常時臨床		20			・診断書で確認 ・以下の障害者手帳で状態区分によって点数付けを行う 身体手帳…身体障害者手帳 精神手帳…精神障害者保健福祉手帳 療育手帳
			安静を要するもの		18			
			長期加療を要するもの		16			
		手帳	身体手帳 1・2 級 / 精神手帳 1 級 / 療育手帳 A1・A2		20			
			身体手帳 3 級/ 精神手帳 2・3 級 / 療育手帳 B1・B2		16			
			身体障害者手帳4級		12			
	看護・介護	日数		時間				・診断書や証明書と看護・介護申立書で確認し、時間や日数をもって点数付けを行う
		月 21 日以上（5 日/週）	9	8 時間以上	9			
		月 16 日～20 日（4 日/週）	7	6 時間以上8時間未満	7			
		月 12 日～15 日（3 日/週）	5	4 時間以上 6 時間未満	5			
		月 12 日未満	3	4 時間未満	3			
		診断書や証明書等の提出がない場合			-3			
	災害復旧	災害によって自身の家屋等が被害を受け復旧にあたっている場合			20			・罹災証明書をもって確認
	求職活動	求職活動または起業準備を行っている場合			10			・求職申立書をもって確認 （入所期間：最長3ヶ月）
	就学・職業訓練	日数		時間				・カリキュラム等の日数や時間が確認できる書類をもって点数付けを行う ・以下の該当学校において点数付けを行う 学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校およびこれらに準ずる教育施設に在学している 公共職業能力開発施設で行う職業訓
		月 21 日以上（5 日/週）	8	8 時間以上	8			
		月 16 日～20 日（4 日/週）	6	6 時間以上8時間未満	6			
		月 12 日～15 日（3 日/週）	4	4 時間以上 6 時間未満	4			
		月 12 日未満	2	4 時間未満	2			

		申込時点で就学予定の場合	-2			練等を受けている
		通信制の場合 ※	10			※月時間換算で 10 点を超える場合はその点数付けを行う
	虐待・DV	虐待や DV のおそれがある場合	20			
	育休	育児休業取得時にすでに施設を利用している児童がおり、継続が必要な場合	15			・就労証明書の育児休業期間をもって確認し、点数付けを行う
	みなし育休	2 歳児未満の家庭保育を行うため、既に利用中の児童の保育継続が必要な場合	13			・みなし育休申立書および親子健康手帳の出産予定日で確認し、点数付けを行う
	その他	児童福祉の観点から町長が特に保育が必要と判断した場合	※			※状況を確認したのち必要に応じて点数付けを行う

【調整指数】

要件	内容		調整	父	母	備考
就労中または採用予定	認可保育園（小規模・事業所内含む）・認定こども園・町立幼稚園	保育士・幼稚園教諭	+40			・就労証明書をもって確認
	町内認可保育園・認定こども園・町立幼稚園	保育・幼稚園支援員	+10			
	認可外保育園	保育士	+20			
	育児休業から復帰予定		+2			・ 就労証明書において育児休業復帰予定を確認
	保護者の一方が、単身赴任等で海外・県外・離島で就労している場合		+6			・別住者の就労証明書の就労先住所で確認
	生計中心者の失業		+4			
世帯	生活保護世帯		+10			・生活保護受給証明書をもって確認
	ひとり親世帯		+30			・児童扶養手当受給者証、離婚日の記載がある戸籍謄本等の証明書で確認
	ひとり親世帯とみなす場合（離婚調停中等）		+26			
	虐待・DV 等の世帯	児童相談所等依頼がある場合	+60			
		支援施設を利用している場合	+26			・支援施設等を利用している証明書をもって確認
	同居者が上記保育の必要な事由以外に保育が困難な特別な事情がない場合	18 歳～59 歳	-5			
		60 歳～65 歳	-2			
児童	兄弟が同一保育所を希望している場合		+4			・ 第 1 希望園が兄弟同時の場合加点を行う
	申込児童が多胎児（ふたご等）の場合		+2			・申し込み児童それぞれに加点を行う
	未就学児が3名以上いる場合		+3			
その他	過年度分を含め保育料及び給食費未納の場合		※			※未納状況に応じて減点を行う
	児童福祉の観点から町長が特に保育が必要と判断した場合		※			※状況を確認したのち必要に応じて加点を行う